

2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和3年度			
				取組予定	取組実績（9月末現在）	成果及び課題	予算（千円）
（1）県民の理解の増進	ア 犯罪被害者等支援に関する広報の実施	（ア）県民の理解の増進	県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ広報の実施（年2回） ・市町村の総合窓口等を通じ、各市町村の広報への指針等に関する案内の掲載 ・指針の冊子及び補助金のチラシの配布 ・犯罪被害者等の支援に関する指針リーフレットの作成（8,000部） ・犯罪被害者等支援ハンドブックの改訂 ・民間支援団体に事業を委託し、その中で県制度や委託事業についての広報周知を行う ①コーラルコールのチラシ（10,000枚） ②コーラルコールのリーフレット（10,000枚） ③その他啓発グッズ作成 ④路面電車ポスター広告 	<ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ広報（5/18） ○「指針の策定及び指針に基づき創設した経済的支援制度について」 ・指針の冊子及び補助金のチラシの配布 配布先：市町村、関係機関、コンビニ 配布枚数：冊子150部、チラシ2,000枚 ○「高知県犯罪被害者等支援に関する指針」リーフレット ・作成8,000部 配布先：市町村、関係機関 配布枚数：1,500枚（9月末時点） ○性暴力被害者サポートセンターこうちよりコーラルコールのチラシ及びリーフレットの配布（委託事業として実施） ○11/25から12/1の犯罪被害者支援週間の期間中に路面電車にポスター広告 	（成果） ・リーフレットを作成し、関係機関等への配布を行った結果、行政機関への「指針の策定」については、周知ができた。	1,547
			雇用労働政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等の方々への被害回復のための休暇制度導入について、相談窓口が高知労働局の雇用環境・均等室である旨を雇用労働政策課の広報誌（こうち労政情報）へ掲載予定。また、詳細な内容を記載したパンフレットが厚生労働省のホームページに掲載されているため、そのURLを広報誌に記載することも検討予定。上記取り組みにより相談窓口の利用増加を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口は、高知労働局の雇用環境・均等室である旨を8月末発行のこうち労政情報令和3年度第2号へ掲載した。詳しい内容を記載したパンフレットが掲載されている厚労省HPのリンクも掲載した。 	・こうち労政情報は、県内企業や県内企業支援団体へ配布されるため、相談窓口やリーフレットの内容を事業主等へ周知することができた。	304
			県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ・高知労働局と連携した休暇制度の周知 ・犯罪被害者等が置かれる状況について、事業者等への啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・未実施（11月末現在） 	（課題） ・被害回復のための休暇の重要性について、実態を把握のうえ、事業者等への理解を深める周知・啓発	

2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和3年度			
				取組予定	取組実績（9月末現在）	成果及び課題	予算（千円）
（1）県民の理解の増進	ア 犯罪被害者等支援に関する広報の実施	（ア）県民の理解の増進	人権・男女共同参画課	①「じんけんふれあいフェスタ」の開催 ②人権啓発に関するコラム（高知新聞朝刊）の掲載及び啓発資料の作成 ③人権啓発研修ハートフルセミナー ④講師派遣事業 ⑤人権に関する啓発活動支援事業（人権ふれあい支援事業） ※これらの事業の中で犯罪被害者の人権も取り上げる予定	①なし 「じんけんふれあいフェスタ」については新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から中止し、代替事業として「人権週間」広報啓発事業を11月から実施する予定。当該事業として開設する特設ホームページにおいて、犯罪被害者等の人権に係るマンガ動画を配信する。 ②なし 9月末時点で犯罪被害者等が主題の掲載実績なし。 ③なし 年4回開催予定。9月末時点で犯罪被害者等が主題のセミナー実績なし。 ④なし 講師派遣事業については、依頼者からの依頼内容により研修を実施しており、9月末時点で犯罪被害者等に係る人権研修の依頼はない。ただし、人権全般の研修においては、原則として犯罪被害者等も含めたすべての人権課題について触れるようにしている。 ⑤なし 人権ふれあい支援事業について、9月末時点で犯罪被害者等の人権にかかる事業の応募はない。	—	①8,368 ②833 ③1,206 ④9,968 ⑤1,277
			県民生活課	・人権施策基本方針に基づく犯罪被害者等の人権問題についての周知 ・じんけんふれあいフェスタへの参加（犯罪被害者等の人権問題の周知・広報）	・じんけんふれあいフェスタ開催中止（新型コロナウイルス感染症の感染対策のため）	—	
		（ア）県民の理解の増進	警察	・犯罪被害者週間に合わせた集中的な広報啓発活動の実施 ・様々な広報媒体を活用した犯罪被害者等支援施策に関する広報啓発活動の実施	・ラジオ広報の実施（10月） ・広報活動強化月間（11月）及び犯罪被害者週間における集中的な広報活動の実施	・広報素材の活用により多方面からの広報活動を実施した。 ・既存の広報活動のみならず、時代に即した広報について、引き続き検討し、実践していく必要がある。	
		（イ）交通事故被害者等の声を反映した県民の理解の増進	警察	・交通事故被害者等の手記を活用した教養の実施 ・交通事故被害者等による講演会の実施 ・交通事故データの公表等による交通事故被害者の現状等に関する県民の理解増進	・交通事故被害者遺族による交通事故防止活動の実施（10月） ・交通事故被害者遺族による講演会の実施（10月、11月）2件 ・中学校、高校におけるスケアード・ストリート教育技法による交通安全活動の実施（11月）	・街頭での交通事故防止活動や教育現場における交通安全活動、講演を実施することにより、交通事故の被害者等の現状等について県民の理解増進を図った。	5,303

2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和3年度			
				取組予定	取組実績（9月末現在）	成果及び課題	
（1）県民の理解の増進	ア 犯罪被害者等支援に関する広報の実施	（ウ）被害が潜在化しやすい犯罪被害者に対する理解の促進	警察	<ul style="list-style-type: none"> 大学における被害者支援に関する講義の実施 関係機関の職員に対する継続的な研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 高知大学（6月）、県立大学（10月）、高知工科大学（10月）における講義の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 県内3大学において、被害が潜在化しやすい性犯罪等の犯罪被害者に対する理解の増進及び警察における被害者支援制度に関する周知を図った。 	
	イ 犯罪被害者週間等の集中した広報・啓発事業	（ア）「犯罪被害者週間」に合わせた集中的な啓発事業の実施	警察	<ul style="list-style-type: none"> 広報活動強化月間（11月）及び犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）における各種媒体を通じた広報活動の実施 地方公共団体と連携、協力した集中的な広報啓発活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ラジオ広報の実施（10月） SNS、街頭のデジタルサイネージを活用した広報の実施（11月） 街頭キャンペーン等でのチラシ、パンフレット等の配布 	<ul style="list-style-type: none"> 広報活動強化月間において、各種広報媒体を利用した集中的な広報活動を実施し、県民の被害者支援への理解の促進を図ることとしている。 	
			県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者週間街頭パレード（11月） 犯罪被害者週間に集中した性暴力サポートセンターこうちの活動の周知・広報（11月） 	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村の広報紙に犯罪被害者支援に関する記事掲載のため、掲載案を作成し、情報提供（9月） →5市町村の広報紙に掲載予定（11月末現在） 	<ul style="list-style-type: none"> （成果） 広報への掲載案を各市町村へ提供したことで、掲載につながった。 	
	エ 犯罪被害者等施策に係る広報啓発事業の実施	（イ）犯罪被害者等施策に係る広報啓発事業の実施	子ども・子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> 高知オレンジリボンキャンペーンの実施 ポスター、チラシの配布、SNSでの情報発信 児童虐待防止推進月間（11月）におけるTVCM広報 	<ul style="list-style-type: none"> 高知オレンジリボンキャンペーンの実施 児童虐待防止推進月間（11/1～11/30）に向けた広報の実施 チラシ作成：95,000部 ポスター作成：1,900部 （主な配布先：庁内外機関、教育機関、児童福祉施設等） 	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待防止推進月間（11月）に向けた広報資材の準備を行うとともに効果的な広報啓発を実施していく。 	2,554 （児童虐待防止対策事業費）
			私学・大学支援課	<ul style="list-style-type: none"> 人権研修会の開催 学校訪問による助言・指導 	<ul style="list-style-type: none"> 人権研修会の開催（5月2回） 学校訪問による訪問・指導（4月11回） 	<ul style="list-style-type: none"> （成果） 教員を対象とした研修会の開催や指導・助言により人権教員における指導力が向上している。 （課題） 教員が求めるテーマや内容となるよう、ニーズ等を把握して、今後の計画に活かしていく必要がある。 	2,929
ウ 教育現場における人権教育の実施	（ア）学校における犯罪被害者等の人権課題も含めた人権教育等の推進	私学・大学支援課	<ul style="list-style-type: none"> 人権研修会の開催 学校訪問による助言・指導 	<ul style="list-style-type: none"> 人権研修会の開催（5月2回） 学校訪問による訪問・指導（4月11回） 	<ul style="list-style-type: none"> （成果） 教員を対象とした研修会の開催や指導・助言により人権教員における指導力が向上している。 （課題） 教員が求めるテーマや内容となるよう、ニーズ等を把握して、今後の計画に活かしていく必要がある。 	2,929	

2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和3年度			予算(千円)
				取組予定	取組実績(9月末現在)	成果及び課題	
(1) 県民の理解の増進	ウ 教育現場における人権教育の実施	(ア) 学校における犯罪被害者等の人権課題も含めた人権教育等の推進	小中学校課	<ul style="list-style-type: none"> ○「特別の教科 道徳」授業づくり講座 <ul style="list-style-type: none"> ・拠点校（県内5校） <ul style="list-style-type: none"> 安芸市立井ノ口小学校 須崎市立吾桑小学校 大月町立大月小学校 高知市立三里小学校 日高村立日高中学校 ・教材研究会と授業研究会を1セットとし、各校2セット（計20回）を実施 ○道徳教育パワーアップ研究協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・年間2回開催（6月、7～8月地区別開催） ○「家庭で取り組む 高知の道徳」 <ul style="list-style-type: none"> ・新小学1年生用増刷（1月） 	<ul style="list-style-type: none"> ○「家庭で取り組む 高知の道徳」 <ul style="list-style-type: none"> ・R3年度新小学1年生へ配付（4月上旬） ・教員向けの電子データを教職員ポータルサイトに掲載（6月） ○「特別の教科 道徳」授業づくり講座 <ul style="list-style-type: none"> ・「考え、議論する道徳」の授業の充実（293名） ○道徳教育パワーアップ研究協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみの道徳教育の推進をテーマにした協議 <ul style="list-style-type: none"> ・I・・・6月開催（101名） ・II・・・東部7月開催（71名） 西部8月開催（75名） 	(成果) <ul style="list-style-type: none"> ・道徳の授業では、子ども自身の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動が取り入れられるなど、授業の質的転換が図られている。 「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる」〔小学校85.3%（+2.2p）中学校90.8%（+9.3p）〕 ・児童生徒の道徳性について、人を思いやる心や公正、公平、社会正義などの項目において肯定的回答が向上している。 「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」〔中学校96.5%（+0.6p）〕 「人の役に立つ人間になりたい」〔小学校95.9%（+0.2p）中学校95.8%（+0.7p）〕 「人が困っているときは、進んで助けている」〔小学校89.4%（+0.7p）中学校89.2%（+2.9p）〕 (課題) <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の、自分の住んでいる地域を大切に思う心情が減少傾向にあるため、地域、家庭、地域が一体となった地域ぐるみの道徳教育をより推進する必要がある。 「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」〔小学校54.7%（-1.8p）〕 「今住んでいる地域の行事に参加している」〔小学校53.8%（-7.5p）中学校44.4%（-2.8p）〕 [成果・課題とも令和3年度全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙より（「中前同地」）]	2,511
			特別支援教育課	<ul style="list-style-type: none"> 【全体】 <ul style="list-style-type: none"> ・生命尊重や思いやりの心を育てる道徳教育の計画的な実施 【発達段階に応じた取組】 <ul style="list-style-type: none"> ①インターネットにおける人権侵害に関する学習（SNSの学習等） ②性犯罪の被害にあわないための学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育の全体計画提出（5月） 	(成果) <ul style="list-style-type: none"> ・各学校において、生徒の実態に応じて学習内容を工夫して取組を進めてきた。特に、SNSの学習については、生徒の理解が進み、SNSによるトラブルも少なくなってきた。 (課題) <ul style="list-style-type: none"> ・①②ともに生徒の実態や障害特性により、実生活に結びついていないことが多いため、継続した取組が必要である。 ・何をどこまで学ばせるか、学習内容の精選が必要である。また、SNSの有効性については、怖さを含めて丁寧に教えていく必要がある。 	—

2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和3年度			予算（千円）
				取組予定	取組実績（9月末現在）	成果及び課題	
（1） 県民の理解の増進	ウ 教育現場における人権教育の実施	（ア）学校における犯罪被害者等の人権課題も含めた人権教育等の推進	高等学校課	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校における人権教育の推進 ・人権教育主任連絡協議会の開催（人権教育・児童生徒課主催） ○各学校における道德教育の推進 ・道德教育推進教師連絡協議会（12月）開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・道德教育の全体計画提出（R3.3月末） 	<ul style="list-style-type: none"> ・12月に開催する道德教育推進教師連絡協議会に向け、各校への開催通知、講師選定など準備を行った。 ・各校の道德教育の推進に向け、実効性のある情報交換や協議が求められる。 	—
			人権教育・児童生徒課	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育主任連絡協議会については、小・中・高・特支の人権教育主任を対象に、県内5会場にて地区別で共同に実施する。研究指定校の取組についての情報提供や、人権教育主任の経験年数や校種を考慮した研修内容を計画し、取組の推進を図る。 ・犯罪被害者等を含む個別の人権課題についての指導資料集について周知し、学校における取組の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○組織的・計画的な人権教育の推進 ・人権教育主任対象の連絡協議会地区別研修をオンラインに変更して実施（5・6月） ・犯罪被害者等を含む個別の人権課題についての指導資料集の活用と授業実践を周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育の具体的な取組等についてのオンライン研修を実施し、人権教育主任の知的理解の充実を図った。 ・オンライン研修のため、取組の交流を十分に行うことができなかった。 ・各学校における取組状況については、1月末に調査を実施することとしている。 	502
	保健体育課	<ul style="list-style-type: none"> 【いのちの教育プロジェクト】 ○性に関する指導の手引き（R3.2高知県教育委員会）を活用した事業の推進 ・活用について周知 ・体育主任・養護教諭・校長等 ・推進校における実践 ・養護教諭に対する研修 学校保健推進研修会：11/29 年次研修（新規・2年次など） ・活用状況調査 ○高知県産婦人科医会と連携した外部講師用指導教材の作成 ・ワーキング委員会（年3回予定） 委員：産婦人科医4名 ○性に関する講師派遣事業（子ども・子育て支援課と連携） 	<ul style="list-style-type: none"> 【いのちの教育プロジェクト】 ○手引きを活用した事業の推進 ・活用について周知 小学校体育主任会：4/19～5/7 ※オンライン配信 高等学校体育主任会：5/12 中学校体育主任会：5/18 校長会 …等 ・推進校の決定（県立5校） 高知追手前高等学校 高知追手前高等学校吾北分校 嶺北高等学校 須崎総合高等学校 中村特別支援学校 ・推進校における講話（予定） 嶺北高等学校：10/7（都築たまみ氏） 高知追手前高等学校：10/29（坂本康紀氏） 高知追手前高等学校吾北分校：12/17（毛山薫氏） 須崎総合高等学校：2～3月（岡本啓一氏） ○外部講師用指導教材の作成 ・ワーキング委員会の開催 4/27：第1回協議会（委員4名） 6/21：第2回協議会（委員3名） 8/5：第3回協議会（委員4名） 12～1月：第4回協議会（予定） ○性に関する講師派遣事業：随時 	<ul style="list-style-type: none"> （成果） ・「性に関する指導の手引き」の活用について、各種研修会等において周知することができた。 ・産婦人科医を委員としたワーキング委員会で作成した外部講師用の指導教材を活用し、推進校において講話を実施することができた。 ※R3.10月時点：2校 （課題） ・「性に関する指導の手引き」を活用した指導に全ての学校が取り組むための手立て ・外部講師による推進校での講話を実施後（4校）、指導教材の再検討が必要 ・次年度に向け、性に関する指導の外部講師派遣のための仕組みづくり 	389		
	（ウ）中学生・高校生を対象とした講演会の実施等	警察	<ul style="list-style-type: none"> ・「命の大切さを学ぶ教室」の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「命の大切さを学ぶ教室」の開催 1件（高知県立日高特別支援学校高知みかづき分校） 	<ul style="list-style-type: none"> ・10月以降、順次開催を予定している。 	205	

2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和3年度			
				取組予定	取組実績（9月末現在）	成果及び課題	予算（千円）
（1）県民の理解の増進	エ 二次被害の防止の促進	（ア）二次被害の防止に関する理解の促進	県民生活課	・二次被害の防止の関する意識の醸成を図れるよう広報・啓発		（課題） ・二次被害の実態の整理が十分でなく、広報・啓発の活動等に至らなかった。	
		（イ）インターネット上の誹謗中傷等への対応	県民生活課	・関係機関との連携し、書き込みの削除要請等の事態の改善 ・法的拘束力を持って対応できるよう、法整備を含めた対策について国への政策提言	未実施 ・国の第4次犯罪被害者等基本計画において、SNSを含むインターネット上の誹謗中傷対策への適切な対応を行うことが、主要な施策として掲げられた（法整備も含め）	（課題） ・法整備が整うまでにできることとして、人権問題の観点からインターネット上の記載事項の削除要請（法務局/人権課）等について利用するスキーム等の構築が必要	
	（ウ）二次被害を防止するための対応	警察	・被害者の心情に配慮した報道対応の実施 ・過剰な取材等に対する葬祭場等の管理者対策等の実施 ・二次被害のおそれが大きいなど緊急の対応を要する事案における日本司法支援センターや弁護士会との連携	・実際の取扱いはないが、各種教養を通じて被害者の心情に配慮した対応の重要性について指導 ・被害者支援関係の会合における関係機関との連携の強化及び情報交換の実施	・対象事案発生時に適切な対応を行うため、引き続き、職員に対する教養や関係機関との連携強化を図る必要がある。		
		県民生活課	・被害直後に弁護士による相談を受けられる体制の構築	・高知県及び高知弁護士会の協定締結（5月）（施行6月1日）（再掲） 相談実績2件（9月末時点） ・県HP及び新聞/ラジオ/テレビを通じた周知の実施（5月・6月）	（成果） ・これまでは、犯罪被害者等の持ち出しが必要であり相談を躊躇していたような事案にも、無料法律相談を活用いただくことができ、早期の法的支援につながった。 （課題） ・法律相談を受けた犯罪被害者等を、その他犯罪被害者等への支援制度へいかに迅速につなげていくか。（ツールの作成やスキームの構築等） ・制度の県民への周知・広報（再掲）	50	

2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和3年度			
				取組予定	取組実績（9月末現在）	成果及び課題	予算（千円）
(2) 人材の育成	ア 関係団体に対する研修の充実等	(ア) 市町村職員に対する研修	県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等支援施策担当課長会（5月） ・犯罪被害者等支援施策担当者ブロック別研修会（8月） ・犯罪被害者等支援施策担当行政職員向け研修（12月 警察庁と共催） ・犯罪被害者支援ハンドブック配布（3月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等支援担当課長会を中止（新型コロナウイルス感染拡大防止のため）、代わって犯罪被害者等支援施策に関する情報提供（5月） ・犯罪被害者等支援施策ブロック別担当者会を中止（新型コロナウイルス感染拡大防止のため）、代わって犯罪被害者等支援施策に関する情報提供及びアンケート等の依頼（8月） ・警察庁との共催により犯罪被害者等支援行政職員向け研修（12月7日予定）の開催決定 ・犯罪被害者等支援ハンドブックの作成の準備（市町村職員、被害者支援関係機関から構成される検討会の立ち上げ10月） 	（課題） ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、対面での情報共有等が実施できず、開催方法（次年度以降）等の見直しが必要 （見込まれる成果） ・日ごろ犯罪被害者等に接する機会の少ない、市町村の行政職員に対し、研修を通じ、犯罪被害者の生の声を聞ける機会の提供	
		(イ) 性暴力被害者支援に関する研修	県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪・性暴力被害者支援機関従事者向け研修（11/9） ・性暴力、配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修の受講及び関係機関への周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の研修について、県、警察、産婦人科医会、こうち被害者支援センターの4者による会議（5月） ・産婦人科医会にて、今年度の研修事業等について案内 ・高知市/高知県医師会/高知市医師会に後援をいただき研修の開催（11/9） 	（見込まれる成果） ・医療従事者以外の研修対象として、行政職員及び養護教諭への案内の実施	405
		(ウ) 民間支援団体が行う人材養成研修に対する支援	県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ・民間支援団体の養成講座の関係機関への周知 ・性暴力、配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修（内閣府）について案内 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間支援団体の支援員の養成講座について県内市町村担当課及び関係機関への周知（5月） →受講者4名（行政職員2名） 	（課題） ・行政職員以外の受講生の確保の呼びかけ	
		(エ) 民生委員・児童委員に対する研修	地域福祉政策課	<ul style="list-style-type: none"> ○新任研修 ・1年目研修：1箇所 ・2年目研修：1箇所 ・3年目研修：7箇所 ○中堅研修 ・2箇所 ○会長研修 ・2箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ○新任研修 ・3年目研修：7箇所 参加者381名 	（成果） ・民生委員としての心構えや相談支援スキルの向上に寄与した。 （課題） ・複雑化する地域課題への対応と民生委員・児童委員の負担の軽減	2,587
		イ 職員等に対する研修の充実等	(ア) 高齢者虐待防止等のための研修の充実	高齢者福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村・地域包括支援センター職員等を対象に高齢者虐待防止に関する研修会を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村職員高齢者虐待防止研修会(7/12) 77名参加（会場20名+オンライン57名） ・施設従事者向け虐待防止研修会（7/15） 204名参加（会場4名+オンライン約200名） 	（成果） ・虐待防止に関する必要な知識や理解を深めることができた。 （課題） ・高齢者虐待事例が継続的に発生している現状を踏まえ、今後も継続的に研修会を実施し、権利擁護に関する理解を深めることが必要

2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和3年度			
				取組予定	取組実績（9月末現在）	成果及び課題	予算（千円）
(2) 人材の育成	イ 職員等に対する	(イ) 障害者虐待防止等のための体制の充実	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 虐待防止・権利擁護研修の開催【施設従事者等対象】 施設長・管理者研修 7/15 リーダー研修 日時未定 中堅職員研修 日時未定 【行政職員対象】7/13 	<ul style="list-style-type: none"> 高知県高齢者・障害者権利擁護センターの相談件数：35件 虐待防止・権利擁護研修の開催【施設従事者等対象】 施設長・管理者研修 7/15 ※高齢者と合同開催 リーダー研修 11/8(予定) ※高齢者と合同開催 【行政職員対象】7/13 	(成果) <ul style="list-style-type: none"> 研修を通じて障害者虐待の防止や適切な対応等についての知識と理解を深めた。 (課題) <ul style="list-style-type: none"> 高知県高齢者・障害者権利擁護センターの相談窓口の周知と相談員の対応スキルの向上 継続的な研修の開催により、施設従事者等の権利擁護に関する意識の向上と虐待防止の徹底 各施設が組織として権利擁護・虐待防止に取り組む体制の構築 市町村における相談対応及び虐待通報への対応力の向上と体制強化 	6,968
		(ウ) 児童虐待防止等のための体制の充実	子ども・子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司任用前講習会実施 	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司任用前講習会開催（6/17～7/1）10名参加 	(成果) <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司任用前研修を実施することで市町村職員の専門性の向上が図られている。 	1,104 (児童相談関係機関職員研修事業費)
		(エ) 学校における犯罪被害者等の人権課題も含めた人権教育の推進(再掲)	人権教育・児童生徒課	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に個別の人権課題についての校内研修及び授業研究の実施が十分にできていなかった学校の多い市町村教育委員会や県立学校を中心に働きかけ、計画的に支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆講師派遣 校内研修の講師派遣について、市町村教育委員会や学校に要請（4・5月） 校内研修への講師の派遣（9月末：19回） 	<ul style="list-style-type: none"> これまで取組が十分にできていなかった学校を優先し、講師派遣を行うことができています。 コロナ禍の状況により、計画していた夏期休業中の研修が一部中止等になり、計画を変更している。 	90
ウ 指定被害者支援要員制度の活用	(ウ) 指定被害者支援要員制度の活用	警察	<ul style="list-style-type: none"> 指定被害者支援要員の適正かつ積極的な運用 指定被害者支援要員に対する想定事例等を活用した実践的な教養の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 指定被害者支援要員として99人(女性31人)を指定 指定被害者支援要員を計43事件に運用 	<ul style="list-style-type: none"> 年度当初に各署において被害者支援要員を指定し、積極的な運用が行われている。 都度、効果的な指導教養を実施する必要がある。 		
エ 警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実	(エ) 警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実	警察	<ul style="list-style-type: none"> 採用時教養や専科教養における教養実施 	<ul style="list-style-type: none"> 初任科教養や専科教養における被害者支援に関する教養を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 被害者支援専科については2月に実施予定である。 		

2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和3年度			
				取組予定	取組実績（9月末現在）	成果及び課題	予算（千円）
(3) 民間支援団体に対する支援	ア 民間支援団体に対する支援の充実	(ア) 民間支援団体に対する支援の充実	県民生活課	性犯罪被害者支援のワンストップ支援センターの運営業務を県において事業化し、その業務をこうち被害者支援センターに委託 ・相談時間の延長 ・支援コーディネーターの配置 ・電話・面接相談の実施 ・直接的支援（警察、裁判所等への付き添い） ・医療費及び法律相談等の費用助成（再掲）	・相談時間の延長（4/1～） →9時から17時まで ・コーディネーターの配置（4/1～） 相談実績等（9月末時点） ・電話相談122件、面接相談21件、その他14件 ・直接的支援73件 ・国が設置する夜間・休日のコールセンターと連携開始（10/1～）（再掲）	（成果） ・4月からの相談時間を延長し、さらに10月から国のコールセンターとの連携することで、24時間365日の相談体制を整備できつつある。 （課題） ・休日・夜間に緊急を要する場合の対応について、委託先こうち被害者支援センターの人員の確保等の課題がある。 （再掲）	7,226
				県制度（犯罪被害者等支援事業費補助金）の申請補助や支援関係機関との連携及び支援コーディネーターを犯罪被害者等支援推進事業として事業化し、その業務を委託 ・県制度の支援補助及び面接 ・関係機関との連携及び支援のコーディネーターを実施するために調整会議の運営 ・市町村犯罪被害者等支援担当職員への研修等の人材育成 ・指針や県制度等の広報・周知	犯罪被害者等支援推進事業 ・調整会議（9月、3回） ・県制度の問い合わせ1件 面接 0件 ・市町村犯罪被害者等支援施策担当課長会の資料作成 ・関係機関へ県制度の広報・啓発の実施	（課題） ・問い合わせ1件と、県内の犯罪発生状況から鑑みて対象となりうる被害者への周知が充分とは言えない。	3,420
			警察	・安定的な財政的基盤の確立に向けた支援の継続 ・研修への講師の派遣 ・関係機関と連携した効果的な広報活動の実施	・社会貢献型自動販売機に関する広報資料の作成及び協力団体と連携した広報活動の実施 ・職員を講師として養成講座に派遣	・社会貢献型自動販売機の増設につながった。 ・広報啓発、情報発信等により、県民の理解を得て、安定的な自主財源の確保を推進していく必要がある。	